

川崎市教育委員会公告第2号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

令和7年4月4日

川崎市教育委員会教育長 落合 隆

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
川崎市麻生市民館 川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1丁目5番2号
川崎市麻生市民館岡上分館	川崎市麻生区岡上3丁目15番5号
川崎市立麻生図書館柿生分館	川崎市麻生区片平3丁目3番1号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）、川崎市立図書館条例（昭和25年川崎市条例第32号）等の規定に従います。主な業務の範囲は次のとおりです。詳しくは、仕様書を御覧ください。

- (1) 施設全般の管理運営に関する業務
- (2) 市民館及び市民館分館の運営に関する業務
- (3) 図書館及び図書館分館の運営に関する業務
- (4) 施設の維持管理に関する業務
- (5) 施設の清掃に関する業務
- (6) 廃棄物の管理・処理業務
- (7) 川崎市社会教育委員会が設置する川崎市社会教育委員会麻生市民館専門部会及び川崎市社会教育委員会図書館専門部会に関する業務
- (8) その他施設の管理運営に関して、市が必要と認める業務

3 指定期間

令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日までの5年間

4 応募書類の提出方法

- (1) 主な提出書類（詳しくは、募集要項を御覧ください。）
 - ア 川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館指定管理者応募書（様式1）
 - イ 共同事業体協定書兼委任状（様式2-1）及び共同事業体連絡先一覧（様式2-2）※共同事業体の場合のみ
 - ウ 川崎市麻生市民館、川崎市麻生市民館岡上分館、川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館事業計画書（様式7～様式7-18）

※評価委員会では、応募者名（会社名・団体名等）を除いて審査を行います。そのため、応募者名のわかる部分を黒塗りにした事業計画書を副本として提出してください。

エ 収支予算書及び収支に関すること（様式 8 - 1 ~ 様式 8 - 3）

オ 法人等に関する書類

グループによる応募の場合は、代表法人等のみでなく、各構成法人等についてもそれぞれ提出してください。

(ア) 法人等の定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(イ) 令和 6（2024）年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは活動計算書又は収支計算書。ただし、令和 7（2025）年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録

(ウ) 直近 2 年度の法人等の事業計画書及び活動予算書又は収支予算書

(エ) 役員名簿及び履歴書

(オ) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(カ) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(キ) 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書、市内に事業所を有する場合は、川崎市税の納税証明書（直近 2 年分）

(ク) 応募団体の概要（様式 3）

(ケ) 誓約書（様式 4）

(コ) 指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書に基づく個人情報
の外部提供同意書（様式 5）

(サ) コンプライアンス（法令遵守）に関する申告書（様式 6）

(シ) コンプライアンスに関する規定（行動指針や推進体制等、コンプライアンスの取組に関する基本事項を定めたもの）

カ その他必要と認める書類

選定審査のため市が必要と認めた場合は、応募書類の提出後に資料等の提出を求める場合があります。

(2) 応募書等の配布期間

令和 7 年 4 月 4 日（金）から令和 7 年 6 月 6 日（金）まで

(3) 応募書類の提出期間

令和 7 年 5 月 19 日（月）午前 9 時から令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時まで

(4) 提出方法

原則として「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」を使用して提出してください。オンライン申請が困難な場合は、書面による提出も可能ですが、郵送、電子メール、FAX 等での受け付けはできません。なお、書面による提出の際は、事前に「(5) 問い合わせ先」宛てに電話で日時を予約の上、持参してください。

(5) 問い合わせ先

川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

電話 044-200-1806

E-mail : 88syogai@city.kawasaki.jp